

# 緊急事態宣言の解除に伴う対応について

国から新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言が解除され、当公園においてもこれに合わせ有料施設のご利用を下記のとおりとする事となりました。

## 記

1. 期間は3月1日(月)～4月11日(日)
2. 有料施設の利用時間は通常通り21時まで
3. 大会・イベント等の開催制限
  - ・大声での歓声、声援が無い場合  
5千人以下または収容定員の50%以内のどちらか大きい方
  - ・大声での歓声、声援が想定される場合  
収容定員の50%以内(上限 10,000人)
4. 屋外にあたっては、身体的距離を十分に確保  
(できるだけ2m)

以上

ご不明な点等ございましたら、筑後広域公園管理事務所  
(TEL 0942-53-4600)までお問い合わせください。

筑後広域公園管理事務所